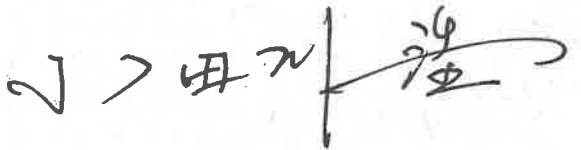


つくばみらい市規則第**14**号

つくばみらい市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 **4** 年 **3** 月**30**日

つくばみらい市長



つくばみらい市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市職員の育児休業等に関する規則（平成22年つくばみらい市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「育児休業条例第2条第3号ア（ウ）」を「育児休業条例第2条第3号ア（イ）」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

つくばみらい市職員の育児休業等に関する規則（平成22年つくばみらい市規則第30号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員) 第2条の2 育児休業条例第2条第3号ア(イ)の規則で定める 会計任用職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている会計 年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められてい る会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるも のとする。</p>	<p>(勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員) 第2条の2 育児休業条例第2条第3号ア(ウ)の規則で定める 会計任用職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている会計 年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められてい る会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるも のとする。</p>